令和5年10月からの変更点

(1)認可保育所等の保育料の第2子無償化について

認可保育所等に通っている 0~2 歳児クラスの児童の世帯には、世帯所得階層によって月々の利用者負担額(以下、「保育料」という)を決定しています。 令和 5 年 10 月分からは第 2 子の保育料が無償化し、0 円となります。 詳しくは以下の表をご確認ください。 (令和 5 年度多摩市保育所等入所のしおり P.31-33 参照)

【保育所等利用多子世帯負担軽減事業の対象者拡大における変更点】

	令和 5 年 9 月まで	令和 5 年 10 月から
第1子	所得階層に応じて決定	所得階層に応じて決定(変更なし)
第2子	第一子の保育料の半額	0円
第3子	0円	0 円(変更なし)

※給食費に関する取扱いに変更はなく、0~2歳児クラスの児童は別途給食費は発生しません。(利用者負担額に含まれています)

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる 保育に係る利用者負担額基準額表(保育標準時間)								多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる 保育に係る利用者負担額基準額表(保育短時間)											
ш	KACMOTHIA																		
各	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	利用者負担額の基準額(月額)			各月	半 各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分 利用者負担額の基準額(月額)					_								
		0 肩	歳児 1・2歳児		0歳児 1・2歳児 3歳児 4歳以上児		1・2 歳児 3 歳児		歳以上児階		,		え しゅうしゅ しゅ し	1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
層区分	定義	第 1 子	第 2 子 以 降	第 1 子	第 2 子 以 降	第 1 子	第 2 子 以降	第 1 子	第 2 子 以 降	層区分	定義	第 1 子	第 2 子 以 降	第 1 子	第 2 子 以 降	第 1 子	2 子	第 2 3 7 以降	2
Α	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による結保護世帯(単給世帯を 含む。)及27年国践議所人等の円滑な帰国の促進並びに全住帰国した中国 残議所人等及27年定配構和の白立の支援に関する法律(平成6年法律第30 号)による支援給付契給世帯	0	令。 和	0	令和	0	幼児	0	0	Α	生活保護法 (昭和25年法律第14号) による被保護世帯(場給世帯を含む。) 及び中国院備邦人等の円滑水帰国の侵艦並び上水住帰国に中国 接編邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	0	令 和	0	令。 和	0	幼児	0	0
В	市町村民税非課税世帯	0	5 ∘	o	5∘	0	教	0	0	В	市町村民税非課税世帯	0	50	0	5∘	0	教	0	0
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	2,500	在 º	2,000	年□	0	育	0	0	C1	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	2,400	Æ	1,900	在°	0	育	0	0
C2	所得割の額 1 円以上 24,300 円未満	3,200	4 0	2,500	4 0	0	0	0	0	C2	所得割の額 1 円以上 24,300 円未満	3,100	0	2,400	0	0	0	0	0
C3	所得割の額 24,300 円以上 48,600 円未満	4,000	7 0	3,000	ō°	0	0	0	0	C3	所得割の額 24,300 円以上 48,600 円未満	3,900	<u> </u>	2,900	7.	0	0	0	0
D1	所得割の額 48,600 円以上 60,700 円未満	7,900	B .	5,800		0	保	0	0	D1	所得割の額 48,600 円以上 60,700 円未満	7,700	<u>U</u> .	5,700	₽,	0	保	0	0
D2	所得割の額 60,700 円以上 72,800 円未満	10,000	月 。	8,000	月。	0	育	0	0	D2	所得割の額 60,700 円以上 72,800 円未満	9,800	Ħ.	7,800	٦,	0	育	0	0
D3	所得割の額 72,800 円以上 84,900 円未満	13,000	<u>\$</u> °	11,000	٠٧.	0	無	0	0	D3	所得割の額 72,800 円以上 84,900 円未満	12,700	ょ。	10,800	<u>گ</u> ،	0	無	0	0
D4	所得割の額 84,900 円以上 97,000 円未満	15,300	り。	13,100	り。	0	P	0	0	D4	所得割の額 84,900 円以上 97,000 円未満	15,000	り。	12,800	り。	0	P	0	0
D5	所得割の額 97,000 円以上 115,000 円未満	19,800	無。	17,300	無。	0	0	0	0	D5	所得割の額 97,000 円以上 115,000 円未満	19,400	無	17,000	無。	0	150	0	0
D6	所得割の額 115,000 円以上 133,000 円未満	24,000	償。	21,200	償。	0	ſĽ	0	0	D6	所得割の額 115,000 円以上 133,000 円未満	23,500	償	20,800	償。	0	化	0	0
D7	所得割の額 133,000 円以上 151,000 円未満	27,900	*	24,800	対。	0	ΙĒ	0	0	D7	所得割の額 133,000 円以上 151,000 円未満	27,400	対	24,300	Ž 10	0	ĪĊ.	0	0
D8	所得割の額 151,000 円以上 169,000 円未満	31,500	兔∘	27,800	象∘	0	0	0	0	D8	所得割の額 151,000 円以上 169,000 円未満	30,900	象	27,300	急 [。]	0	9	0	0
D9	所得割の額 169,000 円以上 187,000 円未満	34,200	0	30,000	0	0	ห	0	0	D9	所得割の額 169,000 円以上 187,000 円未満	33,600	0	29,400	0	0	h	0	0
D10	所得割の額 187,000 円以上 206,000 円未満	36,900	0	32,200	0	0	0	0	0	D10	所得割の額 187,000 円以上 206,000 円未満	36,200	0	31,600	0	0	0	0	0
D11	所得割の額 206,000 円以上 225,000 円未満	39,600	0	34,400	0	0	無	0	0	D11	所得割の額 206,000 円以上 225,000 円未満	38,900	0	33,800	0	0	無	0	0
D12	所得割の額 225,000 円以上 244,000 円未満	42,300	0	36,600	0	0	償	0	0	D12	所得割の額 225,000 円以上 244,000 円未満	41,500	0	35,900	0	0	償	0	0
D13	所得割の額 244,000 円以上 263,000 円未満	45,000	0	38,800	0	0	対	0	0	D13	所得割の額 244,000 円以上 263,000 円未満	44,200	0	38,100	0	0	対	0	0
D14	所得割の額 263,000 円以上 282,000 円未満	47,700	0	41,000	0	0	0	0	0	D14	所得割の額 263,000 円以上 282,000 円未満	46,800	0	40,300	0	0	0	0	0
D15	所得割の額 282,000 円以上 301,000 円未満	50,400	0	43,200	0	0	*	0	0	D15	所得割の額 282,000 円以上 301,000 円未満	49,500	0	42,400	0	0	象	0	0
D16	所得割の額 301,000 円以上 333,000 円未満	52,600	0	45,300	0	0	0	0	0	D16	所得割の額 301,000 円以上 333,000 円未満	51,700	0	44,500	0	0	0	0	0
D17	7 所得割の額 333,000 円以上 365,000 円未満	54,800	0	47,400	0	0	0	0	0	D17	所得割の額 333,000 円以上 365,000 円未満	53,800	0	46,500	0	0	0	0	0
D18	所得割の額 365,000 円以上 397,000 円未満	57,000	0	49,500	0	0	0	0			所得割の額 365,000 円以上 397,000 円未満	56,000	0	48,600	0	0	0	0	0
D19	所得割の額 397,000 円以上	59,500	0	51,500	0	0	0	0	0	D19	所得割の額 397,000 円以上	58,400	0	50,600	0	0	0	0	0
	近得割額を計算する場合には、寄付:	△1 8#5	+:::::::::::::::::::::::::::::::::::::	N FISH	カエナナ DV	E71/	숙기수도 근	714+#-				40	/# 7 <i>/</i>	^ ^^ #+	DUITH	75+m10	+ \xx (D)		4

〇所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。 〇東京都の補助金を活用し、多子世帯負担軽減補助を行っています。0~2歳児クラスの保育料算定は年齢上限を撤廃し、生計同一の実子カウントで算定となります。※東京都の補助が翌年度以降も継続する場合に限ります。

〇国の幼児教育・保育無償化(以下、無償化という)により、3~5歳児クラスについては保育料が無償となりますが、給食費は保護者負担となります。そのため、無償化により、従来決定していた保育料より給食費の負担が大きくなってしまう世帯につきましては、多摩市保育所等給食費負担軽減事業にて市が補助しています。

(2) 認証保育所・企業主導型保育所保育料の第2子無償化について

東京都認証保育所、または企業主導型保育所(地域枠)に通う第2子以降の対象児には、多子世帯負担軽減補助があります。 令和5年10月から、第2子にかかる多子世帯負担軽減が拡充され、第2子の補助上限額が第3子以降の補助上限額と同じ額まで引き上げられます。(令和5年度多摩市保育所等入所のしおりP.49-50参照)

【第2子にかかる多子世帯負担軽減補助の対象者拡大における変更点】

	世帯区分	【変更前】補助上限額	【変更後】補助上限額		
0~2 歳児クラス	課税	2子 14,000円	2子 27,000円		
	非課税	2子 13,000円	2子 25,000円		
3~5 歳児クラス	_	2子 10,000円	2子 20,000円		

(3) 定期利用保育の利用料の第二子無償化について

定期利用保育とは、入所申請を行い待機になった満 1 歳~2 歳児を対象に、保護者の多様な就労形態と保育需要に対応することを目的として、一時保育を複数月にわたって利用できる制度です。令和 5 年 10 月以降、課税世帯の第 2 子以降を対象に、補助上限額 42,000 円(月額)と実際の利用料金、延長料金、雑費等を比較して、いずれか低い額を補助します。

※食費は補助の対象外となります。(令和5年度多摩市保育所等入所のしおり P.52 参照)

利用料金(月額)

区分	週 3 日利用	週4日利用	週 5 日利用
4 時間未満	9,600円	12,800 円	16,000円
4 時間以上	19,200 円	25,600 円	32,000 円

(4) 聖蹟桜ヶ丘エリアの東京都認証保育所の開設予定について

令和6年2月に開設を予定しています。

施設名	運営法人	所在地	受け入れクラス	定員	問い合わせ先
(仮称)ウィズチャイルド	株式会社ウィズ	関戸1-20-2サクテラス	0~2歳児クラス	20名	042-376-3541
かわのこ保育園	チャイルド	モール301			

- ※令和5年度は20名定員で開設し、令和6年度より40名定員となる予定です。
- ※施設整備を行っている途中のため、施設の事前見学はできません。保育理念や概要は法人のホームページを確認してください。
- ※保育内容等については運営法人へ問い合わせてください。
- ※しおり発行時点では開設前のため電話番号はウィズチャイルドさくらがおか幼保園の番号を記載しています。

(5) 退所届の提出締切と退所届の電子申請の開始について

入所審査の空き枠確保の観点から、令和 5 年 10 月から認可保育所等在園児の退所届の締切が退所したい月の 20 日(土日祝の場合は翌開庁日)までとなりました。なお、急な引っ越しや転勤等やむを得ない事情等がある場合には、退所する月の月中まで退所の手続きは可能です。待機されている方の空き枠確保の観点から、早めのご提出にご協力をお願いします。また、退所届の電子申請受付を開始します。(令和 5 年度多摩市保育所等入所のしおり P.42 参照)

令和 5 年度 9 月まで

(期限)

退所する月の月中までに退所届を提出

《提出方法》

窓口または郵便で多摩市子育て支援課まで申請



令和5年度10月から

(期限)

退所する月の 20 日(土日祝の場合は翌開庁日)までに 退所届を提出

《提出方法》

窓口、郵便または電子申請で多摩市子育て支援課まで申請

(6)子育て支援課の窓口の移転について

令和5年10月10日(火)から多摩市の子育て支援課の場所が多摩市役所本庁舎2階から本庁舎4階に移動します。